

### 景観重要建造物の指定の方針

- 地域の歴史・文化が建造物(これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下同じ。)の形態意匠に色濃く現れているもの又は造形の規範となっているもので、再現することが容易でないもの
- 多くの市民に親しまれているもので、よく維持管理され、地域のランドマークとなっているもの
- その他優れた外観を有し、本市の景観形成上重要な役割を有するもの